

2) 基金の手続き¹¹⁾

(1) の3) 活用方法の分類による基金の手続きを(2)の1) 基金の手続きの流れに沿って表形式にまとめると以下ようになる。

活用方法 項 目	(A) 設立の場合	(B) 経過措置型医療法人から 移行する場合	(C) 活動資金必要時(基金の増 額)の場合
1 社員総会決議	設立総会において医療法人 設立の際に資金等の確保につ いて基金募集を行うことを決 定する。	社員総会において資金等の 確保について基金募集を行う こととする定款変更決議を行 う。	社員総会において、基金の 増額を決定する。
2 定款の定め ¹²⁾	定款に次の事項を定める。 ①基金の拠出者の権利に関する規定 ②基金の返還の手続		
3 募集事項の決定	①募集に係る基金の総額 ②金銭以外の財産を拠出の目 的とするときは、その旨並 びに当該財産の内容及び価 額 ③基金の拠出に係る金銭の払 込み又は②の財産の給付の 期日又はその期間 * 設立時社員は、募集事項を 定めようとするときは、その 全員の同意を得なければならない。	①募集に係る基金の総額 ②金銭以外の財産を拠出の目的とするときは、その旨並びに当 該財産の内容及び価額 ③基金の拠出に係る金銭の払込み又は②の財産の給付の期日又 はその期間	
4 募集通知 ¹³⁾	①医療法人の名称 ②募集事項 ③金銭の払込みをすべきとき は、払込みの取扱いの場所 ④基金の拠出者の権利に関す る規定 ⑤基金の返還の手続 ⑥定款に定められた事項(① から⑤までに掲げる事項を 除く。)であって、当該医療 法人に対して基金の引受け の申込みをしようとする者 が当該医療法人に対して通 知することを請求した事項 ⑦設立に係る都道府県知事(2 以上の都道府県の区域にお いて病院、診療所又は介護 老人保健施設を開設する医 療法人にあつては、厚生労 働大臣)の認可の年月日 ⑧医療法人の目的 ⑨事務所の所在地 ⑩社員たる資格の得喪に関す る規定 ⑪公示の方法 ⑫設立時社員の氏名又は名称 及び住所 ⑬会計年度	①医療法人の名称 ②募集事項 ③金銭の払込みをすべきときは、払込みの取扱いの場所 ④基金の拠出者の権利に関する規定 ⑤基金の返還の手続 ⑥定款に定められた事項(①から⑤までに掲げる事項を除く。)であって、当該医療法人に対して基金の引受けの申込みをしようとする者が当該医療法人に対して通知することを請求した事項	

¹¹⁾ 平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330051 号 厚生労働省局長通知

¹²⁾ 平成 19 年 3 月 30 日医政発第 0330051 号 厚生労働省局長通知 別添参照

¹³⁾ (社)日本医療法人協会ホームページ参照